

高齢者総合福祉施設虹ヶ丘 土砂災害対応マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、「高齢者総合福祉施設虹ヶ丘」近隣で土砂災害の発生または、発生の恐れがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2. マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、「高齢者総合福祉施設虹ヶ丘」に勤務する職員及び、入居者・利用者、または出入りするすべての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

3. 施設長の責務

施設長は、「高齢者総合福祉施設虹ヶ丘」における土砂災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保するものとする。

また、テレビやインターネット、与謝野町FM告知放送及び防災情報のFAXなどを利用し、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手し啓発に努める。また、気象警報の発令時においては、周囲の状況確認とともに速やかに緊急連絡先（5、（3））へ連絡をおこなうとともに、災害対策本部を設置し迅速な対応をおこなう。

4. 施設職員の責務

施設職員は対応可能な範囲において、施設長の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5. 任務と組織

（1）任務

ア 指揮者

指揮：必要な事項を的確に指示する。

イ 情報伝達担当

情報伝達：気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示などの情報を確実に入手し避難誘導担当、及び全館放送にて情報の発信をする。
また、入手した情報（がけ崩れの前兆や被災した際の被害状況など）を適宜、役場・消防署へ通報する。

ウ 避難誘導担当

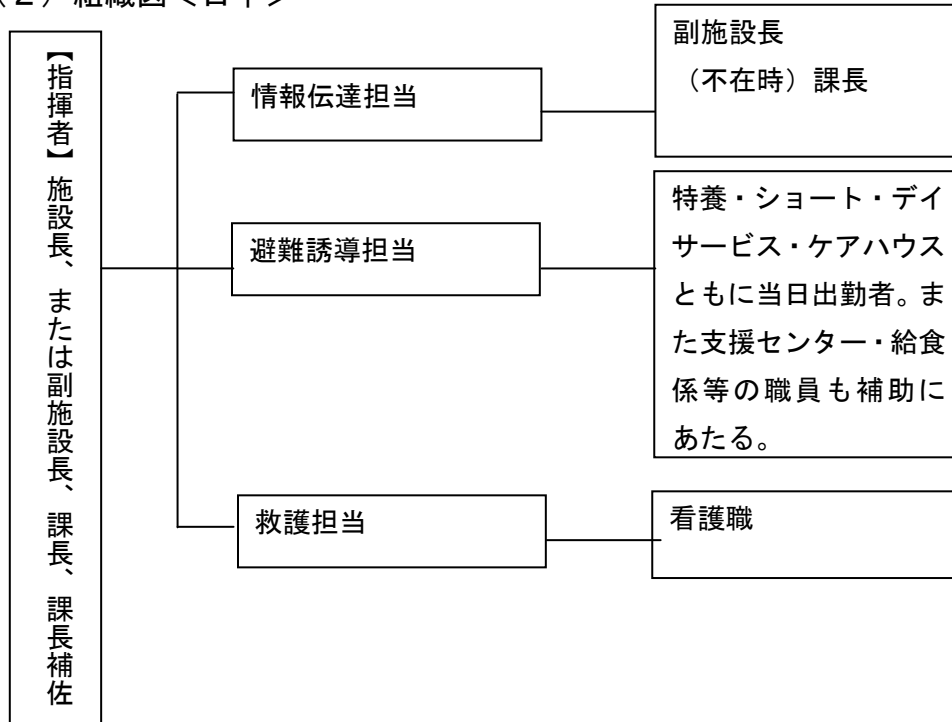
避難誘導：避難勧告等が発令された場合や、がけ崩れの前兆現象などを発見した場

合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導するための指示と実務にあたる。

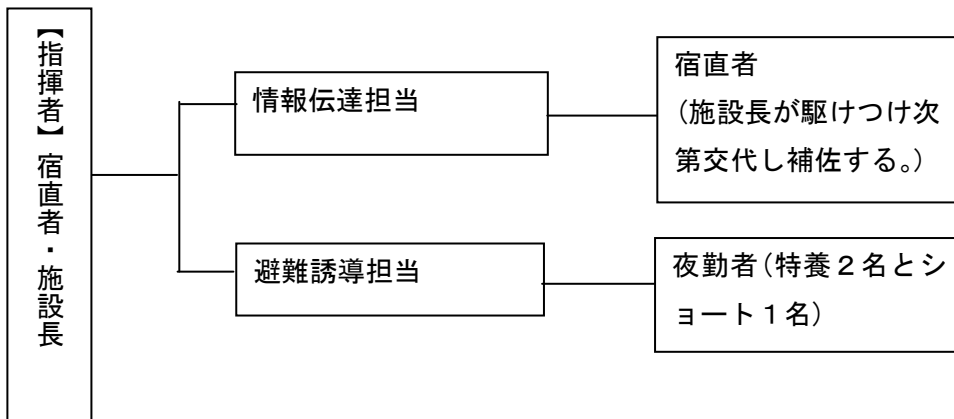
エ 救護担当

救護：負傷者に対する応急救護処置をおこなう。

(2) 組織図<日中>



<夜間>



(3) 緊急連絡先一覧

名称	電話	名称	電話
与謝野町役場福祉課	43-1513	岩屋区事務所	43-2258
宮津与謝消防署	46-6119	夢織りの郷	43-0380
宮津警察署	25-0110		
※がけが崩れたり、危険な兆候を察知した場合は119番へ通報すること			

6. 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合については、夜間待機職員を置く。また在宅サービスの時間変更や中止等の検討を行う。

7. 避難誘導等

(1) 避難誘導の原則

第一次避難場所：建物内。

特養入居者は管理棟及び在宅棟。

ショートステイ、デイサービス利用者、及びケアハウス入居者は2階へ移動または在宅棟の共有スペースに待機し、いつでも建物外への避難が出来るように備える。

また、神宮寺利用者や福祉避難所としての避難受け入れの準備をしておく。

※ 同時に公用車を玄関先に停車させておく。

第二次避難場所：地域避難所または他の福祉施設。

(2) 避難誘導の判断

ア 気象警報等に基づく判断

- ① 大雨洪水警報：施設内部に情報発信と注意喚起。
- ② 避難準備情報又は土砂災害警戒情報：避難準備。
- ③ 特別警報：避難準備
- ④ 避難勧告：上記7.(1)の第一避難場所に避難開始。
- ⑤ 避難指示：同上、もしくは建物外。

イ 自主避難の判断

次に示す土砂災害の前兆現象を確認した際には、行政からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。前兆現象を確認するためにがけに近づくことは危険であるので、施設内から確認できる範囲で把握した内容で判断すること。

- ① がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- ② がけから水が噴き出す。(新たな湧水の発生)
- ③ 小石がパラパラと落ちる。
- ④ がけからの水が濁りだす。
- ⑤ がけの樹木が傾く。
- ⑥ 樹木の根が切れる音がする。
- ⑦ 樹木の倒れる音がする。(倒木)
- ⑧ がけに割れ目が見える。
- ⑨ 斜面が膨らみだす。
- ⑩ 地鳴りがする。

(3) 避難誘導方法について

①施設内避難

避難経路は建物内の移動とする。

②施設外避難

原則として公用車での移動とする。

8. 地域との連携

岩屋区、及び隣接する夢織の郷に対し避難誘導の際の応援を依頼できるようにあらかじめ支援体制を話し合っておく。

9. 防災研修

施設長は、土砂災害の危険性や警戒避難体制に関する事項について研修を実施する。

(1) 研修内容

ア 土砂災害の危険性

- ① 土砂災害警戒区域の認識、位置図の理解
- ② 過去の災害事例やその教訓
- ③ 施設周辺の災害履歴等

イ 土砂災害の前兆現象

マニュアル（7（2）イ）に記載されている土砂災害の前兆現象について理解を深める。

ウ 情報伝達体制

- ① 情報の種別（気象情報・避難情報）
- ② どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されるか
- ③ 入手した情報を誰に、どう伝達するか

エ 避難判断・誘導

- ① 自主避難の判断と重要性（がけ崩れの前兆現象、避難準備情報など）
- ② 避難場所の選定（安全な避難場所の事前選定の重要性）
- ③ 誰が誰をどのように誘導または避難措置するのか

オ マニュアルの周知

- ① 情報伝達の確認
- ② 職員の役割の確認

(3) 研修時期

出水期を向かえる時期に防災教育を実施する。（年1回）

10. 訓練

訓練は、防災研修と一連で実施することが望ましく、研修時期に併せて実施する。

(1) 訓練内容

ア 情報伝達訓練

イ 避難誘導訓練（要介護度に応じた避難手法、公用車を使用しての訓練）

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者で訓練状況の検証をし、本マニュアルの修正に反映させる。

附則 この土砂災害マニュアルは平成 27 年 5 月 1 日より実施する。